

賛助会員に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本調査業協会（以下「本協会」という。）定款第 5 条の規定に基づき、本協会の賛助会員に関する必要な事項を定めるものである。

(定義)

第 2 条 賛助会員とは、本協会の事業を賛助するために本協会に入会した個人、又は団体をいう。

(入会手続き)

第 3 条 賛助会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を本協会会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金・会費)

第 4 条 賛助会員の入会金及び会費については、別に定める会費納入規程第 2 条第 4 項の規定に準ずる。

(入会金・会費の納入)

第 5 条 賛助会員の入会金及び会費の納入については、別に定める会費納入規程第 3 条の規定に準ずる。

(退 会)

第 6 条 賛助会員の退会については、本協会定款第 7 条に定める規定に準ずる。

(除 名)

第 7 条 賛助会員の除名については、本協会定款第 9 条に定める規定に準ずる。

(拋出金品の不返還等)

第 8 条 賛助会員が退会又は除名された場合は、既に本協会に納入した会費、その他の搬出金の取り扱いは、本協会定款第 11 条の規定に準ずる。

(権 利)

第 9 条 賛助会員は、理事会の決するところにより、本協会の各種行事の実施に際し、利便の提供を受けることができる。

2 賛助会員は、本協会が発行する会報等を受領することができる。

(義務及び職務)

第 10 条 賛助会員は、本協会の事業に協力し、本協会が定める諸規程を遵守する義務を有する。

2 賛助会員は、本協会定款の目的に添って実施される事業に対して、本協会から賛助の要請を受けた場合は、応分の賛助に協力するものとする。

(細 則)

第 11 条 この規程の実施に関する必要な事項は、本協会会長が別に定める。

附 則

1	平成 26 年 04 月 01 日 施行	H26 年 03 月 06 日 (木) : (一社) 設立総会
2	平成 27 年 06 月 19 日 改正	H27 年度 第 1 回定例理事会承認
3	平成 28 年 02 月 20 日 改定	H27 年度 第 2 回臨時理事会 承認